

岩手県告示第547号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成27年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成27年6月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人「はまゆり復元保存会」
 - (2) 代表者の氏名 古舘和子
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県上閉伊郡大槌町赤浜三丁目2番26号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、会員相互が協力し、大津波で民宿「あかぶ」に乗り上げた観光船「はまゆり」を被災当時の状況に復元するために製作し、かつ、保存するための維持管理を行う。もってこれを東日本大震災の震災遺構のモニュメントとして、震災の風化を防ぎ、大津波の教訓を後世に語り継ぎ、津波防災教育の拠点とする事を目的とする。